

子どもショートステイ事業利用案内

子どもショートステイ事業とは...

宿泊型です

保護者が疾病や冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的にお子さんを養育することが困難な場合、区が委託する乳児院・児童養護施設、区内の協力家庭で短期間お子さんを養育します。

利用要件

区内在住で原則として57日目から中学校3年生までのお子さん（保護者の他に養育する人がいない場合に限る。）を養育している保護者で、次のいずれかに該当する場合は、

- (1) 病気、出産、けが等のために入院する場合
- (2) 身体的又は精神的な理由で体調が不良な場合
- (3) 親族の疾病等によりその看護又は介護にあたる場合
- (4) 冠婚葬祭、出張等のため不在となる場合
- (5) 事故又は災害にあい、子どもの養育が困難な場合
- (6) その他、特に必要と認める理由がある場合



利用期間・提供するサービス

1回につき7日間を限度とし、食事の提供や身の回りの世話、学習の援助や遊びの指導等を行います。

利用料金

区 分	利用料金	
生活保護世帯・区民税非課税世帯	1人1日(24時間)	0円
区民税均等割のみ課税世帯	"	2,500円
その他の世帯	"	5,000円

表の区分に応じた利用料金を直接施設等にお支払ください。

養育期間中にかかった医療費や通院等の実費をお支払いいただきます。

婚姻歴のないひとり親で児童扶養手当を受給していて、寡婦（夫）控除をみなし適用した場合、住民税が非課税となる場合があります。

申込み・問合せ先
墨田区子育て支援総合センター
〒130-8628
墨田区横川五丁目7番4号 すみだ保健子育て総合センター4階
03-3622-1150

裏面もあります。
→

申込みに必要なもの

お子さんの健康保険証、乳幼児医療証、親子健康手帳(母子手帳)、利用要件の申込み理由が確認できる書類等

実施施設及び各施設の対象年齢・定員等

施設等により異なります。

実施施設	社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院	社会福祉法人東京愛育苑 児童養護施設東京愛育苑向島学園	墨田区協力家庭制度 区が認定した「協力家庭」
	新宿区南元町 4 番地 03 - 5363 - 2170	葛飾区水元三丁目 13 番 8 号 03 - 3608 - 7070	
対象年齢	原則として生後 5 7 日目から 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子ども	2 歳に達した日から小学校 4 年生までの子ども	2 歳に達した日から中学校 3 年生までの子ども
定 員	1 日 1 名	1 日 1 名。ただし、兄弟・姉妹に限り 2 名まで	
受 付	原則、利用日の <u>3 開所日前</u> の午後 4 時まで		
入 退 所 時間	午前 9 時から午後 3 時まで	午前 1 0 時から午後 5 時まで	協力家庭と要相談
持 ち 物	特になし	健康保険証、乳幼児医療証、親子健康手帳(母子手帳)、診察券、お薬手帳、着替え(パジャマ含む)、下着、洗面用具、バスタオル、タオル、施設を利用する場合に必要なと思われるもの等	着替え(パジャマ含む)、下着、洗面用具、協力家庭を利用する場合に必要なと思われるもの等

定員を超えるときは、お預かりできない場合があります。

2 歳に達した日から小学校 4 年生までのお子さんのお預かり場所については、子育て支援総合センターが施設又は協力家庭のいずれかを判断をします。

ご利用の注意事項

- (1) 利用当日のお子さんの健康状態によっては、お預かりできない場合があります。
- (2) 養育期間中にお子さんの具合が悪くなった場合は、保護者に連絡し、場合によってはお引渡しとなりますので、緊急連絡先は必ずお知らせください。
- (3) 利用予定期間に変更がある場合は、すぐに申請をしてください。
- (4) 施設等へのお子さんの送迎は、必ず保護者が行ってください。
- (5) 入所中のお子さんが利用施設等の施設や付帯設備等に損害を与えた場合は、損害額を賠償していただくことがあります。
- (6) 申請内容に虚偽が判明したときや、管理者の指示に従わないときなど場合によっては利用を取り消すことがあります。